

国立大学法人電気通信大学リサーチアドミニストレーターの選考に関する規程

平成26年4月25日

改正

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学特定任期付職員就業規則第7条第1項に規定する研究力強化に資する調査、分析、企画、研究者への支援等の研究マネジメントに従事する者（リサーチアドミニストレーター）（以下「URA」という。）の採用及び昇任の選考について、必要な事項を定めるものとする。

(選考委員会の設置)

第2条 URAの選考を行うため、拡大役員会の下にURA選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(選考委員会の構成等)

第3条 選考委員会は、学長が指名した者5名以上で組織する。

2 選考委員会に委員長を置き、委員の互選による。

3 委員長が必要と認める場合には、委員以外の者を選考委員会に出席させ、意見を聞くことができる。

(審査)

第4条 選考委員会は、URA候補者について、本学のURAとしての適性を総合的に審査する。

(審査結果の報告)

第5条 選考委員会は、URA選考委員会審査結果報告書（別紙様式）により、審査の結果を拡大役員会に報告する。

(選考)

第6条 学長は、拡大役員会の審議を経て、URAの選考を決定する。

(事務)

第7条 URAの選考に関する事務は、総務部人事労務課が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、URAの選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別紙様式（第5条関係）

UR A選考委員会審査結果報告書

選考委員会委員長

印

主担当業務			
候補者氏名 生年月日		性別	
経歴			
現職			
審査年月日	平成 年 月 日 選考委員会（第 号）		
審査の概要			
判定			
任期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
選考委員会 委員			